

中札内村パブリックコメント手続 実施要綱の解説

作成日：平成 19 年 9 月 27 日

総務課まちづくり推進室

中札内村パブリックコメント手続実施要綱の解説

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメント手続に関する基本的事項を定めることにより、村の基本的な政策等に対して村民が意見を述べる機会を保障し、政策形成過程への村民参加を促進するとともに、村民への説明責任を果たすことで、村政運営の透明性の向上を図り、村民との協働によるまちづくりの推進を目的とする。

【説明】

この要綱は、まちづくり基本条例第6条第2項第4号の規定を受け、パブリックコメント（意見聴取）の手続きについて基本的な事項を定めたものです。

パブリックコメント手続は、自治体が計画や条例を定めようとする段階で、その構想や素案を住民に示し、多様な意見を聴取することで、計画等の内容をより良いものにするための制度です。

賛成、反対の各意見の多寡で意思決定の方向を判断する制度ではありませんが、寄せられた意見やその意見に対する村の考え方は、この要綱に基づき公表されることとなります。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント手続」とは、村の基本的な政策等の策定過程において、その趣旨、目的、内容等を村民に公表し、意見及び提言、情報等（以下「意見等」という。）を求め、寄せられた意見等を考慮して意思決定を行うとともに、その寄せられた意見等に対する村の考え方を公表する一連の手続をいう。

2 この要綱において「実施機関」とは、村長及び教育委員会をいう。

3 この要綱において「村民」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 村内に住所を有する者
- (2) 村内に事務所又は事業所を有するもの
- (3) 村内の事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 村内の学校に在学する者

【説明】

パブリックコメント手続：村が最終的な意思決定を行う前に具体的な政策等の案を村民の皆さんに公表し、意見等を募集するとともに、提出された意見等が当該政策等の案に反映できるかどうかを検討し、最終的な意思決定後に、意見等の採用、不採用にかかわらず、その検討結果を公表する一連の手続のことで、

実施機関：パブリックコメント手続を実施する村の機関をいいますが、議決機関であり、選挙によって民意を代表している「議会」や審査機関である「監査委員」「公平委員会」「固定資産評価審査委員会」、更に「選挙管理委員会」及び「農業委員会」についても、この要綱の対象外としています。

村民：まちづくり基本条例第2条第1項第1号で定義されている「村民」と同様で、村内に住み、働き、若しくは学ぶ人又は村内で事業活動その他の活動を行う法人、団体をいいます。

(対象)

第3条 本手続の対象となる村の基本的な政策・条例等(以下「政策等」という。)の策定は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合計画等村の基本的政策を定める計画及び個別行政分野において広く村民生活に影響を与える計画等の策定又は改定
- (2) 村の基本的な制度を定める条例の制定又は改廃
- (3) 広く村民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例の制定及び改廃(金銭徴収に関するものを除く。)
- (4) 広く村民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画の策定又は重要な変更
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が必要と認めたもの

【説明】

「村の基本的政策を定める計画」とは、総合計画の基本構想など、村の将来の施策展開の基本方針や進むべき方向、その他基本的事項を定める計画(実施計画を除く)のことをいいます。

「個別行政分野において広く村民生活に影響を与える計画等」とは、下記に掲げるような個々の行政の分野で定められる全村域を対象とする計画をいい、構想、計画、指針等の名称は問いません。ただし、実施計画的なものは除きます。

- ・まちづくり：「自律推進プラン」「景観形成指針」「地域防災計画」
- ・行財政：「行政改革大綱」
- ・福祉：「地域福祉計画」「障害福祉計画」「次世代育成支援行動計画」
- ・産業：「農業発展方策」
- ・住宅：「住宅マスタープラン」
- ・観光：「観光振興基本方針」
- ・教育：「社会教育中期計画」

「村の基本的な制度を定める条例」とは、「まちづくり基本条例」「情報公開条例」「行政手続条例」など、村政全般又は個別分野における基本理念、方針、村政を推進する上での共通の制度を定めるものです。従って、職員の給与に関する条例など村民に直接影響が及ばないような行政内部のみに適用されるものは対象外です。

「広く村民に義務を課し、又は権利を制限することを内容とする条例」とは、地方自治法第14条第2項の規定に基づく条例が該当し、例えば「畜犬取締及び野犬掃とう条例」「飼い犬のふん害防止条例」などが対象です。

なお、「金銭徴収に関するもの」も村民に義務を課すこととなりますが、これら金銭の賦課徴収に関する事項を対象とした場合、負担軽減を求める声が多数を占める可能性が高く、この制度の趣旨に合致しないことや地方自治法第74条第1項で地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に係る条例の制定、改廃が直接請求の対象となっていないことなどを踏まえ、本手続の対象外としています。

「広く村民の公共の用に供される施設の整備に係る基本的な計画」とは、広く村民の利用が予想される施設の整備に係る理念や機能などを定める計画のことをいいます。

【参考】

地方自治法

〔条例〕

第 14 条 （省略）

2 普通地方公共団体は、義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならない。

〔条例の制定又は改廃の請求とその処置〕

第 74 条 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者（以下本編において「選挙権を有する者」という。）は、政令の定めるところにより、その総数の 50 分の 1 以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求をすることができる。

（適用除外）

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本手続の対象としない。

- (1) 迅速若しくは緊急を要するもの又は軽微なもの
- (2) 政策等の策定にあたり、同様の手続が法令その他の規定により定められているもの
- (3) 政策等の策定にあたり、実施機関の裁量の余地が少ないもの、その他政策等の性質上本手続に適さないもの
- (4) 地方自治法第 74 条第 1 項の規定による直接請求により議会に付議するもの
- (5) 附属機関又はこれに準ずる機関において、本手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を決定するもの

2 実施機関は、前項の規定にかかわらず、本手続を行うことが必要と認める場合には、この要綱による手続を行うことができる。

【説明】

第 1 号の「迅速若しくは緊急を要するもの」とは、本手続に係る所要時間の経過により、その効果が損なわれるなどの理由で、この要綱による手続を経る時間がない場合をいいます。例えば、災害などの緊急に対応する場合が考えられます。

第 1 号の「軽微なもの」とは、大幅な改正または基本的な事項の改正を伴わないものをいいます。例えば第 3 条に該当する計画や条例の改正であっても、制度の変更を伴わず文言の修正程度であれば、この要綱の対象外とします。

第 2 号の「同様の手続が法令その他の規定により定められているもの」とは、法定縦覧手続など、案の公表、村民の意見の提出が法令等で求められている場合をいいます。例えば、都市計画の決定については、都市計画法により都市計画案の作成時に公聴会等を開催すること、また都市計画案を 2 週間縦覧しその案に対し住民から提出された意見書をもとに都市計画審議会で審議することが規定されています。

第 3 号の「実施機関の裁量の余地が少ないもの」とは、計画等の制定、改廃の方法等について法令等に定められており、裁量の余地がない場合をいいます。

第 4 号の「直接請求により議会に付議するもの」とは、地方自治法第 74 条第 3 項の規定により直接請求により上程された条例の制定及び改廃案は、形式的には村長の提案ではあるが、内容は村民による提案であり、改めて本手続を実施するこ

とは、直接請求制度の趣旨からふさわしくないものであるため、適用除外とするものです。

第5号の「附属機関又はこれに準ずる機関において、本手続に準じた手続を経て策定した報告、答申等に基づき政策等を決定するもの」とは、審議会や協議会等の附属機関において、本手続に準じた手続を経て策定した報告や答申等の場合、同様の案について手続を繰り返すことは費用対効果や効率性の観点から望ましくないと考えられることから、この要綱の対象外とするものです。

【参考】

地方自治法

〔条例の制定又は改廃の請求とその処置〕

第74条（省略）

2 （省略）

3 普通地方公共団体の長は、第一項の請求を受理した日から二十日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、その結果を同項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

（公表の時期）

第5条 実施機関は、第3条各号に掲げる政策等を策定しようとするときは、当該政策等の意思決定を行う前に相当な期間を設けて、政策等の案を公表しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により政策等の案を公表するときは、作成した趣旨、目的、背景等当該政策等の案を村民が理解するために必要な資料を併せて公表するとともに、当該資料の内容が容易に理解されるよう努めなければならない。

【説明】

公表は、実施機関の最終的な意思決定の前に行うこととなりますので、条例案など議会の議決が必要なものについては議会提案前に公表することとなります。また、「相当な期間」と抽象的な表現を用いていますが、第7条で具体的に規定しています。

政策等の案を公表する場合には、村民がその案件について内容を十分理解し、適切な意見が提出できるように関係資料や関連情報を併せて提供するように規定しています。ここでいう関係資料とは、法令等に基づくものにあつては、その根拠法令、上位計画に基づくものにあつては、当該上位計画の概要などが想定されます。

（公表の方法）

第6条 前条の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

（1）村ホームページへの掲載

（2）実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

（3）前号に定めるもののほか、実施機関は、必要に応じて説明会の開催、村の広報紙への掲載、報道機関への情報提供等の方法により公表するものとする。

2 公表する場合は、意見等の提出先、提出方法、提出期限及び意見等の提出に必要な事項を提示するものとする。

【説明】

政策等の案の公表に当っては、広く村民に周知することが重要であり、様々な手法での周知に努める必要があります。基本的に村ホームページには必ず掲載し、所管課及び公共施設（庁舎・文化創造センター・公民館など）に備え置くこととします。

政策等の案及び関係資料等が相当量に及ぶ場合には、その内容がわかる概要を公表しますが、この場合には、案及び公表資料全体の入手又は備え置きする方法を明確にして周知することとします。

（意見等の提出方法）

第7条 実施機関は、村民が政策等の案についての意見等を提出するために必要と判断される期間を考慮し、公表の日から20日以上の間を設けて、意見等の提出を受けるとする。

2 意見等の提出の方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実施機関が指定する場所への書面の持参
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) 前号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

3 意見等を提出しようとする村民は、住所及び氏名、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を明らかにしなければならない。

【説明】

政策等の案に対する意見等の提出期間は、その案の十分な周知と意見提出のための時間を確保する必要がある旨の規定です。

意見等の提出方法は、直接窓口への持参、郵便、ファクシミリ、電子メールなどとし、政策等の案の公表の際に明示することとしています。ただし、意見等提出の方法として、電話や口頭によるものは記録が困難であることから除外することとします。

村民が意見等を提出する際に、住所及び氏名等の明記を条件としているのは、意見提出に係る責任の所在を明らかにすることと、意見内容の確認を行う可能性があるためです。

（意思決定に当たっての意見等の取扱い）

第8条 実施機関は、前条の規定により提出された意見等を考慮して、政策等の意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、政策等の意思決定を行ったときは、提出された意見等の概要及び提出された意見に対する実施機関の考え方並びに政策等の案を修正した場合における当該修正内容を公表しなければならない。ただし、中札内村情報公開条例（平成12年9月27日条例第37号）第6条に規定する非公開情報に該当するものは除く。

3 前項の規定による公表の方法については、第6条第1項の規定を準用する。

4 意見等の提出者の氏名その他の個人情報公表しない。

【説明】

実施機関は、提出された意見等を考慮して、意思決定を行うこととしており、提出された意見を必ず取り入れるということではありません。

提出された意見等については、採用・不採用にかかわらず、その意見に対する実施機関の考え方及び政策等の案を修正した場合は、その内容と理由を一定期間公表します。ただし、村情報公開条例第6条に規定する非公開情報に該当するものは除きます。

この制度は、政策等の案の賛否を問うものではないことから、賛否の結論だけを示した意見については、必ずしも実施機関の考え方を示す必要はありませんが、意見があったことだけは公表することとします。

提出された意見等が多数に及ぶ場合などは、類似の意見を取りまとめるなど、適宜整理して公表することができることとします。

提出されたそれぞれの方に実施機関の考え方を個別に返答することはありませんし、提出者の氏名などの個人情報公表しません。また、無記名等により、その差出元が不明な場合などは、実施機関の判断により意見等として取り扱わないことができることとします。

公表の方法は、第6条第1項の規定を準用することとします。

【参考】

中札内村情報公開条例

(開示しないことができる公文書)

第6条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する情報が記録されている公文書については、当該公文書の開示をしないことができる。

(1) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令又は他の条例(以下「法令等」という。)の規定により、何人でも閲覧することができる情報

イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報

ウ 法令等の規定による許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの

エ 公務員の職務執行に関して記録された情報に含まれる当該公務員の職及び氏名に関する情報であって、開示することにより当該公務員個人の権利利益が不当に侵害されるおそれがないと認められるもの

(2) 事業活動情報 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人に明らかに不利益を与えるものと認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法人等又は個人の事業活動によって生じ、又は生じるおそれのある危害から、人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報

イ 法人等又は個人の違法又は不当な事業活動から村民を守るために開示することが必要であると認められる情報

ウ ア又はイに掲げる情報に準じる情報で、開示することが公益上必要であると認められるもの

(3) 意思形成過程情報 村の内部若しくは機関相互又は村の機関と国等(国又は他の地方公共団体その他の公共団体をいう。以下同じ。)の機関との間における審査、検討、協議、調査、研究等の意思形成過程における情報であって、開示することにより、公正かつ適正な意思形成に著しい支障が生じると認められるもの

- (4) 行政運営情報 村又は国等の機関が行う検査の計画、入札の予定価格、争訟の処理方法、不動産の買収の計画、交渉の方針、試験の問題、職員の身分の取扱い等の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、開示することにより村の行政の公正又は円滑な執行に著しい支障が生じると認められるもの
- (5) 合議制機関等情報 村の委員会及び委員並びに執行機関の附属機関、専門委員その他これらに類するもの(以下「合議制機関等」という。)の会議に係る情報であって、開示することにより、当該合議制機関等の公正又は円滑な活動が明らかに損なわれるおそれがあるため、当該合議制機関が定める規則その他の規程、議決又は決定により開示しない旨を定めたもの
- (6) 国等協力関係情報 村の機関と国等との間における協議、依頼、要請等により作成し、又は取得した情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの
- (7) 公共安全維持情報 開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、行政上の取締り、犯罪の予防、犯罪の捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生じると認められる情報
- (8) 法令秘情報 法令等の規定により開示することができないとされている情報が記録されているときは、当該公文書に係る公文書の開示をしてはならない。
- (9) 任意提供情報 公にしないことを条件として、個人又は法人等から任意に提供された情報で、当該個人又は法人等の承諾なく開示することにより、当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれのあるもの

(一覧表の作成等)

第9条 実施機関は、本手続を行っている案件の実施状況の一覧表を作成し、村のホームページを利用した閲覧の方法等により公表するものとする。

【説明】

実施機関は、パブリックコメント手続の実施案件や実施状況の一覧表を作成し、村ホームページ等により公表することとしています。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

(経過規定)

- 2 この要綱の施行の際、現に立案の過程にある政策等については、この要綱の規定は適用しない。ただし、実施機関において必要があると認めるときは、この要綱の規定に準じた手続を実施するものとする。

【説明】

パブリックコメント手続は、相当の期間を要するため、政策等の策定過程における一連の手続の途中から、この要綱を適用することは困難であることから、現に立案過程にある政策等については、この要綱の規定を適用しないこととしています。ただし、実施機関が必要と認めた場合については、この要綱の規定に準じた手続を実施することとしています。